狩猟免許取得ガイドブック

－「ふじのくに」の自然をまもるために、

狩猟をはじめませんか－

平成 25 年６月発行

平成 29 年９月／令和元年９月／令和５年 10 月改訂

静　岡　県

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
狩猟とは？　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
狩猟免許とは？　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
狩猟者登録とは？　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
狩猟期間とは？　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
狩猟鳥獣とは？　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
狩猟ができるまでの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
試験前の準備（試験対策）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
狩猟免許試験の申込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
狩猟免許試験の受験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
狩猟免許の取得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
猟具（狩猟に必要な道具）の用意　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
狩猟者登録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
狩猟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
参考　猟銃（散弾銃又はライフル銃）・空気銃の所持許可の手続　・・・・　15
参考　狩猟に興味を持った方にお薦めの一冊　・・・・・・・・・・・・・　16
問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

はじめに

県内の狩猟者は減少・高齢化

本県における狩猟者（狩猟免許所持者）は、レジャーの多様化や銃規制の強化などのさまざまな要因により、昭和 45 年度の 22,034 人をピークに、令和 2 年度には 7,802 人にまで減少し、特に銃猟者は減少傾向が著しい状況にあります。

また、県内の狩猟者は年々、高齢化し、今では、5 割を超える人が 60 歳以上となっています。

県内狩猟免許所持者数の推移

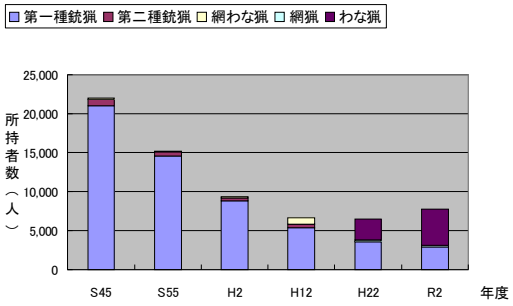

野生鳥獣による農林水産業被害が深刻

狩猟者の減少と反比例するように、近年、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣による農林水産業などへの被害が増加し、平成 30 年度の県内の被害額は３億２千万円を超えていて、近年は減少傾向にあるとはいえ、依然として深刻な状況にあります。

このままでは狩猟文化が消え失せてしまう

野生鳥獣の生態や行動についての深い知識や獲物の資源的な価値を最大限に活用する技術や知恵など、我が国古来の狩猟の伝統と技術は、時代とともにその意義や役割を変えてきつつも、今日まで連綿と受け継がれてきました。しかし、狩猟者の減少により、今、その狩猟文化が消え失せてしまう危機に直面しています。

私たちには、これらの伝統と技術を絶やすことなく、後世に引き継いでいくことが求められています。

現代の狩猟者は野生鳥獣保護管理のスペシャリスト

野生鳥獣による農林水産業への被害の深刻化などに伴い、現代の狩猟者には、単なる狩猟を楽しむ趣味人としてだけでなく、人と野生鳥獣との軋轢を軽減し、野生鳥獣と上手に付き合って行く社会を構築するための野生鳥獣保護管理の担い手のひとりとしての役割が期待されています。

狩猟とは？

「狩猟免許」を所持し、**「狩猟者登録」**を受けた者が、**「狩猟期間」**において、野生鳥獣の捕獲等が禁止されていない場所※で、**「法定猟法」**により**「狩猟鳥獣」**を捕獲すること。

※ 狩猟が禁止されている場所としては、鳥獣保護区や公道、都市公園、社寺境内、墓地などがあります。

狩猟の意義・社会的役割

◆ 趣味としての楽しみ

狩猟には、山、川、湖といった自然を体感しながら野生鳥獣と出会う楽しみが、また、自らの知恵と技術で、あるいは、愛犬や猟友とのチームワークで獲物を狩る楽しさがあります。

さらに、最近では野生鳥獣肉を使ったジビエ料理が人気ですが、自ら狩った獲物で季節を味わう料理を作り、食べる楽しさもあります。

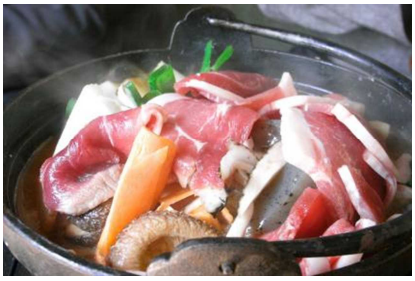

【シシ鍋】

◆ 自然資源の持続的利用

狩猟は、絶滅の危険性のない野生鳥獣を対象として、一定の制限の中で捕獲し、活用するということから、自然資源を持続的に利用していくものです。

◆ 農林水産業被害の予防

野生鳥獣による農林水産業への被害は、農林水産業関係者にとって深刻な問題となっています。狩猟には、捕獲することによって野生鳥獣の個体数をコントロールすることに役立つ側面があることから、農林水産業被害の防止に貢献するものです。

◆ 日本の在来種の保護

アライグマなど、近年、今まで日本にはいなかった外来鳥獣が野生化し、生息分布地域を拡大することで、日本の在来鳥獣を捕食するなどの悪影響が心配されています。

狩猟対象鳥獣には外来鳥獣が含まれていることから、狩猟は、外来鳥獣の排除と、日本の在来鳥獣の保護に役立っています。

【アライグマ】

1　狩猟免許とは？

◆ 狩猟をするためには、都道府県が開催する狩猟免許試験に合格して、**「狩猟免許」**を取得する必要があります。

◆ **「狩猟免許」**は、使用する猟具に応じて、次の４種類に分かれています。

免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わな猟免許	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
第一種銃猟免許	散弾銃、ライフル銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む）

【くくりわな】

【はこわな】

【散弾銃】

◆ **「法定猟法」**は、網、わな、銃器（散弾銃、ライフル銃及び空気銃）であって、上記の猟具を使用する猟法のことです。

◆ **「狩猟免許」**を取得した証として「狩猟免状」が交付されますが、免許の有効期間は３年（初回は約３年）となっており、期間満了となる年に、都道府県が開催する更新検査講習を受講し、適性検査に合格すると新たな「狩猟免状」が交付されます。

狩猟に関係する主な法律

◆ **鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**

鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許、狩猟者登録などについて定めたもの

◆ **銃砲刀剣類所持等取締法**

銃砲や刀剣類の所持規制などについて定めたもの

◆ **火薬類取締法**

装弾（実包）等の火薬類の譲渡・譲受・貯蔵・消費規制などについて定めたもの

◆ **鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律**

市町村が作成する被害防止計画、任命する対象鳥獣捕獲員などについて定めたもの

◆ **地方税法**

狩猟税などについて定めたもの

2 狩猟者登録とは？

狩猟免許を取得した後、狩猟を行いたい場所を管轄する都道府県で狩猟免許に応じた**「狩猟者登録」**をすると、その都道府県内において、当年の狩猟期間中に狩猟免許に応じた猟具を使用して、狩猟を行うことができます。

銃器を使用した狩猟（第一種銃猟、第二種銃猟）を行う場合には

- 銃器（散弾銃、ライフル銃、空気銃）を使用して狩猟を行う場合には銃器が必要になりますが、狩猟免許では銃器を所持することはできません。

【ライフル銃】

- 銃器を所持するには、「銃砲刀剣類所持等取締法」に基づく手続が必要で、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行って「所持許可」を受けなければなりません。
  所持許可を受けるためには、「狩猟」、「有害鳥獣駆除」、「標的射撃」の中から、銃器の用途を明らかにしなければなりません。
  （手続の流れは 15 ページを参照してください。）

【空気銃】

- 手続の方法など詳しいことは、住所地を管轄する警察署の生活安全課銃砲行政担当係にお問い合わせください。

3 狩猟期間とは？

「狩猟期間」は、「毎年 10 月 15 日（北海道は9月 15 日）から翌年４月 15 日までの期間」が基本とされていますが、狩猟鳥獣の保護を図るため、現在は次のとおり期間が限定（短縮）されています。

地　域	狩　猟　期　間
北　海　道	毎年 10 月１日から翌年１月 31 日まで
北海道以外	毎年 11 月 15 日から翌年２月 15 日まで

※ただし、地域や鳥獣の種類によっては期間が異なる場合があります。狩猟しようとする場所の都道府県に確認することをお勧めします。

4 狩猟鳥獣とは？

狩猟によって捕獲等が認められている野生の鳥及び獣（ほ乳類）を**「狩猟鳥獣」**といいます。令和５年 10 月１日現在、次の鳥類 26 種、獣類 20 種が狩猟鳥獣とされています。

また、一部の狩猟鳥獣については、捕獲できる数量が決められていますので、実際の狩猟に当たっては確認が必要です。

なお、狩猟では、狩猟鳥の卵の採取とひなの捕獲は認められていません。

【狩猟鳥獣（令和５年 10 月１日現在）】

鳥類	カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス	 【マガモ】
獣類	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	 【ニホンジカ】

※ただし、狩猟鳥獣であっても地域や期間を定めて捕獲等が禁止されている種類もあります。狩猟しようとする場所の都道府県に確認することをお勧めします。

狩猟と有害鳥獣捕獲（被害防止目的捕獲）との違い

- 狩猟は、狩猟ができる期間、場所、鳥獣に制限がありますが、有害鳥獣捕獲（被害防止目的での捕獲）は、県知事又は市町長から捕獲許可をもらえば、狩猟期間外でも、また鳥獣保護区内でも、さらに狩猟鳥獣でない鳥獣でも捕獲することができます。ただし、捕獲ができる期間や数量には制限があります。

- 有害鳥獣捕獲許可を受けるには、安全に捕獲してもらうために、原則として狩猟免許を有していることが必要です。また、初めて有害鳥獣捕獲許可を受ける場合は、許可を受ける年度又は前年度に狩猟者登録して、捕獲の経験を積んでいただくことも必要です。

狩猟ができるまでの流れ

ステップ1

試験前の準備（試験対策）

事前講習会（有料）の受講（任意）、テキスト等による勉強　など

ステップ2

狩猟免許試験の申込み

４種類の免許（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）から選択

ステップ3

狩猟免許試験の受験

猟具の種類ごとの知識・適性・技能の各試験を受験

ステップ4

狩猟免許の取得

狩猟免状の受領、免許は３年間（初回は約３年間）有効

ステップ5

猟具（狩猟に必要な道具）の用意

免許に応じた猟具を購入　※銃の場合は別に銃砲所持許可が必要

ステップ6

狩猟者登録

登録手数料と狩猟税を支払い、狩猟者登録証と狩猟者記章などを受領

狩猟

狩猟者登録証（銃猟の場合は銃砲所持許可証も）を携帯し、狩猟者記章を着用し、鳥獣保護区など狩猟が禁止されている区域や場所などに注意して、狩猟を行います。

ステップ１　試験前の準備（試験対策）

県では、特に免許試験のための講習会等は実施していません。

狩猟者の団体である一般社団法人静岡県猟友会が免許試験の約１か月前に開催している講習会（法令解説、猟具の取扱い実習、狩猟鳥獣の判別方法など、有料）を受講するか、「狩猟読本」などの参考図書を購入して自分で勉強するか、知り合いの狩猟者から教わるなどして勉強します。

（参考図書は 16 ページを参照してください。）

事前勉強のポイント

☆ 法令等の知識は、**狩猟読本や例題集等を使って**、覚える。

☆ 猟具の取扱いは、**実際の猟具（銃は模造銃）を使って**、体感的に勉強する。

☆ 狩猟鳥獣は、狩猟読本や図鑑の**写真やイラストを繰り返し見て**、覚える。

なお、事前講習会の日時や場所、申込み方法などの詳しい内容は、一般社団法人静岡県猟友会（電話：054-253-6427、E-mail：shizuoka-ken-ryou9-6@gaea.ocn.ne.jp）にお問い合わせください。

猟友会とは

◆ 狩猟を愛する人々で構成する団体です。県内には 13 地区に猟友会があり、その上部組織として一般社団法人静岡県猟友会があります。

全国的な組織として一般社団法人大日本猟友会があります。

◆ 猟友会では、狩猟者登録事務の代行や、狩猟者登録に必要となる狩猟中に万一事故（自損事故を含む）が発生したときの補償として狩猟事故共済保険制度を設けています。

また、狩猟免許試験受験予定者に対する事前講習会や、狩猟技術を向上させるための射撃大会等を開催しています。

【射撃大会】

【伊豆地域ニホンジカの一斉管理捕獲※】

◆ 猟友会では、市町や県などから依頼されて、イノシシ、ニホンジカ、カワウなどの農林水産物などに被害を及ぼしている有害鳥獣の捕獲業務も行っています。

※管理捕獲
　適正な個体数にまで調整するために県が実施している捕獲業務のこと

ステップ２　狩猟免許試験の申込み

県内に住所地がある方は、定められた申込み期間中に、県総合庁舎にある農林事務所森林整備課（住所、電話番号などは 17 ページを参照してください。）に、申請書類一式を提出し、県証紙で申請手数料を支払います。

申請書には顔写真や医師の診断書などを添付する必要がありますので、十分余裕を持って準備してください。

申請書の様式は、静岡県ホームページ（http://www.pref.shizuoka.jp）の申請書類等ダウンロードサービスから入手することもできます。

《試験を受けることができない方（欠格事由）》

① 20歳に満たない者。ただし、網猟及びわな猟の場合は18歳に満たない者
② 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）、てんかん（軽微なものを除く）などにかかっている者
③ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
④ 自己の行為の是非を判別して行動する能力が欠如している又は著しく低い者
⑤ 鳥獣保護管理法違反で、罰金以上の刑を受け、その執行終了日から３年を経過しない者
⑥ 狩猟免許を取り消された日から３年を経過しない者
⑦ 過去に不正手段による受験で、３年以内の期間の狩猟免許試験受験禁止処分を受け、受験禁止期間を経過していない者

《申請するときに必要となる書類》

◎ 狩猟免許申請書
◎ 銃砲所持許可を受けている場合には、許可証の写し
◎ 銃砲所持許可を受けていない場合には、上記欠格事由の②から④までに該当しないことの医師の診断書
◎ ６か月以内に撮影した顔写真（縦3.0cm、横2.4cmで、裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの）１枚
◎ 申請手数料額の県収入証紙（狩猟免許申請書に貼り付けること。）
◎ 郵便切手（84円）を貼り、宛先及び郵便番号を明記した受験票返信用封筒

《申請手数料（令和５年 10 月１日現在）》

区　　分	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
初めて免許を取得する人	5,200 円	5,200 円	5,200 円	5,200 円
既に免許を有し、他の免許を取得する人	3,900 円	3,900 円	3,900 円	3,900 円

ステップ３　狩猟免許試験の受験

○免許試験の日程・会場

県では例年、狩猟免許試験を８月下旬と２月中旬の日曜日に、県内の東部、中部、西部の３地区で開催しています。

なお、２月は一部の免許試験は行っていませんので、注意してください。

具体的な開催日、開催会場、実施する免許の種類などは、県自然保護課又は最寄の県農林事務所森林整備課にお問い合わせください。県自然保護課のホームページでも確認することができます。

（問い合わせ先の電話番号などは 17 ページを参照してください。）

○免許試験の内容（概要）

1　知識試験

三肢択一方式の筆記試験。70%以上の得点で合格（４種類の免許に共通）

受験者区分	試験内容	問題数	時間
初めて免許を取得する人	・鳥獣保護管理法令 ・猟具の構造や取扱い ・鳥獣の形態や生態 ・鳥獣の保護管理	30 問	90 分
既に免許を有し、他の免許を取得する人	・猟具の構造や取扱い	10 問	30 分

合格するためのポイント

☆ 知識試験は、時間は十分あるので、**問題をしっかり読んで、解答する**。また、ひと通り解答し終わったら、**もう一度見直す**。

2　適性試験

視力、聴力、運動能力に関する試験（４種類の免許に共通）

科目	合格基準
視力	【網猟免許・わな猟免許】 ・視力（矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で 0.5 以上 ・一眼が見えない者は、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上 【第一種銃猟免許・第二種銃猟免許】 ・視力（矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で 0.7 以上であり、かつ一眼でそれぞれ 0.3 以上 ・一眼の視力が 0.3 に満たない者又は一眼が見えない者は、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上

聴力	10 メートルの距離で 90 デシベルの警音機の音が聞こえること（補聴器により補正された場合を含む。）。
運動能力	四肢又は体幹に、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれがあるような障害がないこと。

3　技能試験

採点は減点方式で行われ、30 点以下の減点で合格。

免許の種別	試験内容
網猟 わな猟	・網猟（わな猟）で使用できる猟具の判別 ・網猟（わな猟）で使用できる猟具のうち１種類の架設 ・図画を見ての狩猟鳥獣の判別
第一種銃猟	・模造銃の点検、分解、結合操作 ・模造弾の装てん、射撃姿勢、脱包 ・団体行動時の銃器の保持、受け渡し等 ・休憩の際の銃器の取扱い ・模造空気銃の圧縮操作、装てん、射撃姿勢 ・距離の目測（300m、50m、30m、10m） ・図面を見ての狩猟鳥獣の判別
第二種銃猟	・模造空気銃の圧縮操作、装てん、射撃姿勢 ・距離の目測（300m、30m、10m） ・図面を見ての狩猟鳥獣の判別

合格するためのポイント

☆ 猟具（網、わな）の架設は、**あせらずに慎重に**行う。**途中であきらめない**。

☆ 銃器の取扱いは、**各動作を行う前に実包や異物の有無を確認する（声に出して確認する）、銃口を人に向けない、用心鉄の中に指を入れない、水平撃ちの射撃姿勢をとらない**などに注意する。

☆ 鳥獣の判別は、**図画を良く見る。鳥獣名は狩猟鳥獣の場合だけ解答**する。

【わなの架設】

【銃の取扱い】

ステップ4　狩猟免許の取得

狩猟免許試験に合格すると、狩猟免許の種類ごとに、県知事から狩猟免状が交付されます。

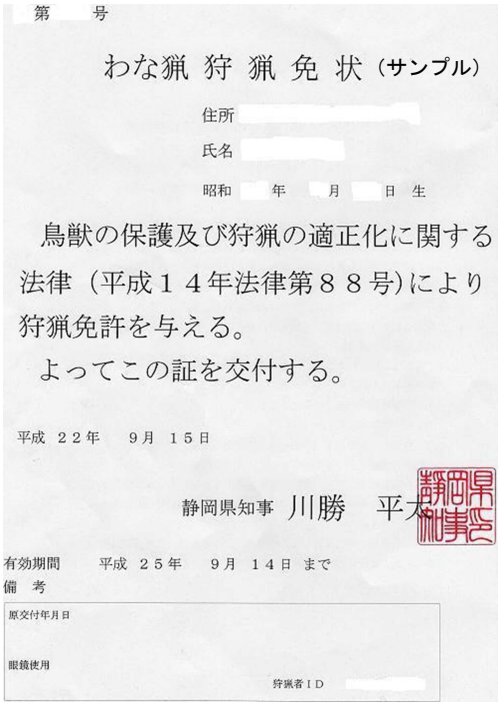
第　　号

わな猟 狩 猟 免 状（サンプル）

住所

氏名

昭和　　年　　月　　日 生

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）により狩猟免許を与える。

よってこの証を交付する。

平成 ２２年　 ９月 １５日

静岡県知事 川勝　平太

有効期間　　平成 ２５年　 ９月 １４日 まで

備　考

原交付年月日

眼鏡使用

狩猟者ＩＤ

【狩猟免状】

○免許の有効範囲

狩猟免許は、住所地のある都道府県知事から交付されますが、有効範囲は全国一円です。

○免許の有効期間

狩猟免許の有効期間は、３年間（初回は約３年間）です。

○免許の更新

狩猟免許の更新は、３年目の９月１５日に行うこととされています。３年目の９月１４日までに、県が開催する更新検査講習を受講し、適性検査に合格すると新たな免状が交付されます。

○免許の取り消し等

鳥獣保護管理法に違反したり、適性がなくなったりした場合には、その程度に応じて、狩猟免許が取り消されたり、効力が停止されたりすることがあります。

狩猟免許が取り消された場合には、狩猟免状は返納しなければなりません。

狩猟免許が取り消された場合、その後の３年間は、取り消された狩猟免許を再取得するための試験を受けることはできません。

狩猟免許で注意すること

☆ 免状は、狩猟免許を取得した大切な証なので、**なくさないように大切に保管**する。なくしてしまった時には、再交付を受ける。

☆ 住所に変更があった場合には、新住所地を管轄する農林事務所（県外に転居した場合は、転居先都道府県の狩猟担当事務所）に速やかに届け出る。

ステップ5　猟具（狩猟に必要な道具）の用意

狩猟免許を取得して、実際に狩猟を始めようとするときに必要となる道具は、概ね次のとおりです。

わなや猟銃等の猟具については、購入する猟具に応じて金額に違いがあります。

品　　目		概算価格	備　　考
銃関係	銃	10 万円～	散弾銃（水平２連銃、上下２連銃、半自動銃など）、ライフル銃、空気銃など（中古銃は約５万円～）
	装弾（32g 実包）	１発 約 80 円～	通常は 25 個入りのケース販売
	ガンロッカー	３万円	銃の自宅保管用
	装弾ロッカー	１万円	実包の自宅保管用
	洗い矢	４千円	銃の掃除用
	潤滑油	１千円	銃の手入れ用
	銃カバー・ケース	３千円～	銃の運搬、携帯に使用
	スリング(負革)	３千円～	銃を肩に掛けるためのベルト
	弾帯	３千円～	ベルト状の携帯用の弾入れ
わな関係	網やわな	数千円～ 数十万円	網、くくりわな、はこわななど
	標識(名札)	数百円～	網やわなにつけるネーム標識
ウェア関係	コート	数千円～	寒気や雨などから身体を保護
	帽子	３千円～	目立つ色による誤射、ケガの防止
	狩猟用ベスト	１万円～	目立つ色による誤射防止
	靴	数千円～	防寒、滑り止め、ケガ防止
	手袋	１千円～	防寒、銃の操作の際の滑り止め

「（一社）大日本猟友会ホームページから引用（表現を一部修正）」

猟具を用意する上でのポイント

☆ ウェア関係は必ず必要になるわけではありませんが、**安全な狩猟を行うためには、揃えておくことがよい**でしょう。

☆ 本格的に狩猟を楽しもうとする場合には、**猟犬が必要になってくることが少なくありません。**

ステップ6　狩猟者登録

狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者登録は申請した都道府県のみで有効です。また、有効期間はその年度の狩猟の期間だけです。

実際の狩猟を行うためには、毎シーズン、狩猟を行いたい場所を管轄する都道府県ごとに、所持している免許のうち狩猟に使用するものの狩猟者登録を行わなければなりません。また、登録手数料や狩猟税も都道府県ごとに必要となります。

登録は免許の種類に応じて４種類に分かれており、複数の種類の登録を同時に行うこともできます。

○登録申請

県内で狩猟者登録をする場合は、定められた申請期間中に、県総合庁舎にある農林事務所森林整備課（住所、電話番号などは 17 ページを参照してください。）に、申請書類一式を提出し、県証紙で申請手数料を支払うとともに、現金で狩猟税を支払います。

《申請するときに必要となる書類》

◎ 狩猟者登録申請書

◎ 3,000万円以上の損害賠償保険に入っていることの証明書

◎ ６か月以内に撮影した顔写真（縦3.0cm、横2.4cmで、裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの）２枚

◎ 申請手数料額の県収入証紙（狩猟者登録申請書に貼り付けること。）

◎ 狩猟税の軽減税率の適用を受けようとする者（当該年度の県民税の所得割額を納付する必要がない者のうち、個人県民税の控除対象配偶者又は扶養親族（農業、水産業、林業の従事者を除く。）以外の者）は、市町村長の証明書

《申請手数料等（令和５年 10 月１日現在）》

区　　分		網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
狩猟者登録手数料		1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
狩猟税	下記以外の者	8,200 円	8,200 円	16,500 円	5,500 円
	軽減税率適用者	5,500 円	5,500 円	11,000 円	―

※市町村長から「対象鳥獣捕獲員」に任命された者及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は狩猟税が非課税に、狩猟者登録申請前１年間に許可を受けて有害鳥獣捕獲業務に従事した者は狩猟税が 1/2 に減額される措置があります。（令和６年３月 31 日までの特例措置）。

○登録すると交付される物

狩猟者登録証　※狩猟をするときに携行しなければならないものです。

狩猟者記章　※狩猟をするときに衣服又は帽子に着用しなければならないものです。

鳥獣保護区等位置図　※狩猟をするときに狩猟が禁止されていない場所であることを確認するための地図です。通称「ハンターマップ」といいます。

狩　猟

狩猟者登録証等の交付を受け、狩猟期間※になったら、狩猟を行うことができます。

【静岡県内の狩猟期間】

11 月 15 日～2月 15 日

（イノシシ及びニホンジカに限り、11 月1日～3月 15 日）

○狩猟の基本的な心構え

◎ 自分自身、同行者、他人を巻き込むような狩猟事故などを起こさないように、ルールとマナーを守って、安全な方法で行うこと。

◎ 狩猟資源の持続的利用が図られるように、自然環境を保全すること。

◎ 高い見識を備えた狩猟者として尊敬されるように、常に緊張感を持つこと。

◎ 猟欲を抑えて、獲物の数よりも無事故、無違反を誇りとすること。

―「狩猟読本より抜粋（表現を一部修正）」―

狩猟を行う上でのポイント

☆ **狩猟技術の向上は、経験を積むことが第一**です。地元や知り合いのベテラン狩猟者に同行させてもらうなどして、教えてもらうこともひとつの方法です。

☆ わな猟を行うときは、**「標識（名札）の設置」、「適切な設置場所」、「見回りの徹底」**を心掛けましょう。

☆ 銃猟を行うときには、**「矢先の確認」、「獲物の確認」、「脱砲の励行」、「目立つ服装」**を心掛けましょう。

☆ 銃によるグループ猟を行うときには、**役割分担と注意事項を全員で確認**し合いましょう。

☆ 捕獲した鳥獣は、「ありがたく命をいただいた」という気持ちで、**持ち帰るか、適切に埋設処理**しましょう。

さあ、狩猟へ行こう！

狩猟者登録証（銃猟の場合は銃砲所持許可証も）を携帯し、狩猟者記章を着用し、ハンターマップで鳥獣保護区など、狩猟が禁止されている区域や場所などを確認して、狩猟を行いましょう。

また、狩猟を行うときには、地域や住民とトラブルにならないように、狩猟者としてのモラルを持って行動しましょう。

ルールとマナーを守って、安全で楽しい狩猟をしましょう！！

参　考　猟銃（散弾銃又はライフル銃）・空気銃の所持許可の手続

猟銃等所持講習会受講（公安委員会主催）
（法令関係と銃の取扱いに関する講習。考査があります。）

⇩

講習修了証明書取得（有効期間３年）

⇩

猟銃所持の場合は実技（技能検定又は射撃教習のどちらか）が必要

⇩

技能検定（公安委員会）
（いわゆる実技試験）

⇩

技能検定合格証明書取得
（有効期間１年）

⇩

射撃教習（民間射撃場）
（教習の後、考査）

⇩

教習修了証明書取得
（有効期間１年）

⇩

空気銃所持の場合は実技不要

⇩

銃砲所持許可申請
（書類審査、身辺調査等により、人に対する欠格事由、銃に対する欠格事由の有無を調べる。欠格事由がなければ所持許可がおりる。）

⇩

銃砲所持許可証取得

⇩

猟銃・空気銃の所持
（銃砲店や知人から銃を譲り受ける。必ず銃砲所持許可証を提示する。）

⇩

確認
（所持許可の内容と譲り受けた猟銃とが同一であることと、銃に対する欠格事由がないことを公安委員会が確認する。）

※詳しいことは、住所地を管轄する警察署の生活安全課銃砲行政担当係にお問い合わせください。

参　考　狩猟に興味を持った方にお薦めの一冊

※価格は、変更されていることがあります。

書籍名	著者	出版社	価格(税別)
狩猟読本	(一社)大日本猟友会	(一社)大日本猟友会	1,600 円
狩猟免許試験例題集	(一社)大日本猟友会	(一社)大日本猟友会	1,600 円
鳥獣保護管理法の解説　改訂５版	環境省野生生物課 鳥獣保護管理室監修	(株)大成出版社	6,600 円
野生動物管理のための狩猟学	梶光一・伊吾田宏正・鈴木正嗣	(株)朝倉書店	3,200 円
ぼくは猟師になった	千松信也	新潮文庫	790 円
罠猟師一代 九州日向の森に息づく伝統芸	飯田辰彦	(有)鉱脈社	1,400 円
ラストハンター 片桐邦雄の狩猟人生とその「時代」	飯田辰彦	(有)鉱脈社	1,800 円
女猟師 わたしが猟師になったワケ	田中康弘	(株)枻出版社	1,500 円
マタギ 矛盾なき労働と食文化	田中康弘	(株)枻出版社	1,500 円
狩猟サバイバル	服部文祥	みすず書房	2,400 円
山賊ダイアリー （1）～（7）	岡本健太郎	講談社	600 円 前後
猟師が吠える！ なぜ増えた？　シカ対策の的を撃つ	山下幸利	南の風社	953 円
うまいぞ！シカ肉 捕獲、解体、調理、販売まで	松井賢一・藤木徳彦・竹内清　他	農文協	1,800 円
イノシシを獲る ワナのかけ方から肉の販売まで	小寺祐二	農文協	1,600 円
ジビエ料理大全 野鳥獣の特性と料理の秘訣が一冊で学べる		旭屋出版 MOOK	2,800 円
完全銃所持マニュアル あなたも合法的に銃が撃てる！	藤田悟	第三書館	2,000 円
これから始める人のための 狩猟の教科書	東雲輝之	(株)秀和システム	2,800 円

上記の書籍は、狩猟に関する書籍の一部です。このほかにもありますので、自分で探してみるのも楽しいと思います。

問い合わせ先

狩猟免許、狩猟者登録に関するお問い合わせについては、下記窓口までご相談いただくか、静岡県自然保護課ホームページをご覧ください。

相談窓口	住所、電話番号、電子メールアドレス
静岡県くらし・環境部環境局 自然保護課自然保護班	〒420-8601　静岡市葵区追手町 9-6 054-221-2719 shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県賀茂農林事務所 森林整備課	〒415-0016　下田市中 531-1 0558-24-2082 kamonou-sinrin@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県東部農林事務所 森林整備課	〒410-0055　沼津市高島本町 1-3 055-920-2169 tounou-shinrin@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県富士農林事務所 森林整備課	〒416-0906　富士市本市場 441-1 0545-65-2203 fuji_mori@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県中部農林事務所 森林整備課	〒422-8031　静岡市駿河区有明町 2-20 054-286-9061 AFO-chubu-sinrin@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県志太榛原農林事務所 森林整備課	〒426-0075　藤枝市瀬戸新屋 362-1 054-644-9243 AFO-shidahai-shinrin@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県中遠農林事務所 森林整備課	〒438-8558　磐田市見付 3599-4 0538-37-2301 nourin-chuen-shinrin@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県西部農林事務所 森林整備課	〒430-0929　浜松市中区中央 1-12-1 053-458-7234 seinou_shinrin@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県自然保護課ホームページ https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/shizenkankyo/wild/index.html

狩猟免許取得ガイドブック

－「ふじのくに」の自然をまもるために、
狩猟をはじめませんか－

発 行 年 月：平成 25 年6月
改 訂 年 月：平成 29 年9月／令和元年９月／令和5年 10 月

編集・発行：静岡県くらし・環境部環境局自然保護課
〒420-8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号
TEL：054-221-2719　FAX：054-221-3278
E-mail：shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp